



子育て高齢者三世代同居リフォーム支援事業

①子育て支援型

1. 世帯要件(下記を全て満たす。)
 - ・18歳未満の子どもがいる世帯
 - ・世帯員全員の前年の所得総額が600万円未満
2. 対象工事 30万円以上の工事で
 - ・子ども部屋の増築
 - ・子どものための内装改修・間取り変更
 - ・育児のためのテレワーク用改修工事
 - ・育児のための対面キッチン工事 など
3. 補助金額
 - ・補助対象工事費の20%(限度額30万円)

②高齢者バリアフリー型

1. 世帯要件(下記を全て満たす。)
 - ・65歳以上の高齢者がいる世帯
 - ・世帯員全員の前年の所得総額が350万円未満(高齢者と高齢者以外からなる世帯の場合は、公的年金等を除く。)
2. 対象工事 30万円以上の工事で
 - ・高齢者用の寝室等の増築
 - ・内装改修工事
 - ・バリアフリー改修工事 など
3. 補助金額
 - ・補助対象工事費の20%(限度額30万円)

③三世代同居支援型

1. 世帯要件
 - ・18歳未満の子どもを含む三世代以上で構成される世帯(予定を含む。)
2. 対象工事
 - ・三世代が同居するために行う工事(玄関・トイレ・浴室(脱衣室を含む。))・キッチンのうち、1以上の部位を増設する工事)など
3. 補助金額
 - ・補助対象工事費の50%(限度額75万円)

補助の条件

○住宅要件

【子育て支援型・高齢者バリアフリー型】

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅にあっては、耐震アドバイザー派遣制度を利用すること など

【三世代同居支援型】

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅にあっては、本事業におけるリフォーム完了までに耐震性を有するものとする など

○申込期限 募集上限に達し次第終了

倒壊のおそれがあるブロック塀を解体撤去する費用の一部を補助します

津久見市ブロック塀等除却事業

- 募集戸数 3件(予定) ※応募者多数の場合は抽選
- 募集 5月8日(月)から
- 補助金の額 補助対象経費(解体撤去費)の1/2(上限10万円)
- 補助の条件 次の①~③の全てを満たしていること
 - ①道路・通路に面しているもの
 - ②高さが1メートル以上あるもの
 - ③著しいひび割れ又は傾きが認められ、危険な状態にあるもの



その他にも要件があります。詳しくはホームページ又はお問い合わせください。

申込・問い合わせ先(相談窓口)

津久見市役所 まちづくり課 土地住まい整備班 TEL 82-4111(内線352)
ホームページ <http://www.city.tsukumi.oita.jp/soshiki/12>